

第一種フロン類充填回収業者 変更の届出について

- ・第一種フロン類充填回収業者は、以下の事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、変更届出書（様式第 2）にそれぞれ必要な書類を添えて、その旨を届け出る必要があります（変更届出書等各種様式は県のホームページから取得できます）。
- ・届出方法は持参、郵送、電子申請のいずれかにより可能です。
- ・届出に係る手数料は無料です。

変更の届出が必要な場合と提出書類

変更内容	項目	必要な書類（変更届（様式第 2）以外）
申請者（個人）	氏名	・住民票の写し※発行日より 3 ヶ月以内 } 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ・住民票の写し※発行日より 3 ヶ月以内 } コピー不可。電子申請時も原本を提出。
	住所	
申請者（法人）	名称	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（※1）
	住所	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（※1）
	代表者	・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（※1） ・欠格要件に該当しないことを説明する書類（申立書）
事業所	名称	なし
	所在地	なし
	廃止	なし
	追加	・登録申請書（様式第 1） ・フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類（※2） ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類 ※追加する事業所に係るものを提出
充填及び回収しようとする第一種特定製品とフロン類の種類		・フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類（※2） ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
充填及び回収の用に供する設備の種類及びその能力（※2）		・フロン類回収設備の所有権を有することを証する書類（※2） ・フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

（※1）コピー不可かつ発行日より 3 ヶ月以内（原本郵送）。または、電子申請上で会社法人等番号（12 桁）を入力した場合、登記事項証明書の原本提出を省略することができます。

（※2）紛失などの理由により、書類（購入契約書、納品書、領収書、販売証明書など）を提出できない場合は、フロン類の回収設備の写真（全体写真及びメーカー・型式がわかる写真）及びフロン類の回収設備を所有している旨の申立書を提出してください。

（※3）登録申請した「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」のうち、「設備の種類」に変更がある場合届出が必要です。下記の例を参考にしてください。

	変更前		変更後		届出
例 1	CFC 用	1 台	CFC 用	0 台	必要
	HCFC 用	1 台	HCFC 用	0 台	
	CFC・HCFC 兼用	0 台	CFC・HCFC 兼用	1 台	
例 2	CFC・HCFC・HFC 兼用	1 台	CFC・HCFC・HFC 兼用	2 台	不要

以下の場合に変更届ではなく新規登録申請が必要になりますので注意して下さい。

- ・個人の申請者が配偶者、子などに事業を継承する時
 - …現在の申請者は廃業届を提出し、継承先で新規登録申請を行う
- ・個人から法人へ事業を継承する時
 - …個人での登録は廃業届を提出し、法人で新規登録申請を行う

【問い合わせ先】

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1 大分県生活環境部循環社会推進課 TEL 097-506-3126
